

平成 26 年 3 月 27 日

東京都副知事 秋山 俊行 殿

公益財団法人 日本体育協会
会 長 張 富士

公益財団法人 日本オリンピック委員会
会 長 竹田 恆和

新国立競技場の建設に伴う新事務所棟の整備について（依頼）

平素より我が国のスポーツ振興とオリンピックムーブメント推進にご理解・ご協力を賜るとともに、私どもスポーツ団体に対し格別のご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 9 月、2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定した後に、標記について日本スポーツ振興センター（JSC）から現状の報告があり、JSC 及び日本青年館の新事務所棟整備を先行させ（先行整備）、周辺地域で計画されている民間による再開発の状況を見ながらスポーツ界の新事務所棟を整備する考え方（後発整備）が示されました。

この考え方について、日本体育協会及び日本オリンピック委員会では合同幹部役員会を開催し、JSC からご提供いただいた諸情報に基づき、鋭意、検討・協議いたしました。

その結果、今回の JSC からの考え方を踏まえ、下記の課題があるという認識を共有いたしましたので、ご理解の上、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

1. 周辺地域での民間再開発について

- ・現在、周辺地域で計画されている民間再開発は、後発整備の実施に大きな影響を与えるものであり、日本体育協会及び日本オリンピック委員会が先行整備との合築等も視野に入れた後発整備の設計、企画提案書の作成及び都市計画手続等を主体的に進めるのにあたり、当該民間再開発及び後発整備の双方が円滑に取り進められるよう、都市計画変更等を巡る諸課題について、できるだけ早急に解決するよう対応いただくこと。〈できれば、平成 26 年度半ば（概ね 9 月末）までの解決〉

2. 新事務所棟の整備について

- ・先行整備は平成28年度末(平成29年3月末)に竣工する予定であり、スポーツ界の新事務所棟の整備についても、早期にスポーツ界の中核拠点の拡充、更にはスポーツ文化発信・交流拠点の形成を実現するため、後発整備については先行整備と同時期、または遅くとも平成31年9月に予定する2019ラグビーワールドカップ開催前までに竣工するよう、都市計画変更等について対応いただくこと。

3. 土地の権利関係について

- ・後発整備の基礎条件となる土地の権利関係について、現有地との土地交換又は都営地の借地などについて、東京都の所管部局を交え早期に協議し調整いただくこと。

以上